

平成 2 0 年度

バイオマス利活用加速化事業

応募要領

平成 2 0 年 8 月

農林水産省大臣官房環境バイオマス政策課

平成20年度バイオマス利活用加速化事業 応募要領

1 目的

平成18年3月に閣議決定された「バイオマス・ニッポン総合戦略」では、平成22年までにバイオマスタウンを300程度構築することが目標値として掲げられている中、平成20年7月末現在153市町村等でバイオマスタウン構想が公表され、地域の実情に応じたバイオマス利活用の取り組みが進められているなど、一定の成果を挙げているところである。

一方で、地球温暖化対策や地域活性化が喫緊の課題となる中、より有効なバイオマス利活用を推進するため、従来の枠組みを超えた新たなバイオマスタウン構想の策定や、バイオマスタウン構築の現状及び効果の把握などを行うことが必要である。

このため、複数の市町村の連携による広域化などバイオマスタウンのさらなる発展モデルを構築するとともに、バイオマスタウン構想策定市町村の現状やその成功要因の分析、バイオマスタウン構築により期待される将来の効果の予測などを行う。

2 事業内容（別表1のとおり）

- (1) バイオマスタウンのさらなる発展モデルの構築（バイオマスタウンの広域化）
- (2) バイオマスタウンのさらなる発展モデルの構築（新たな取組）
- (3) バイオマスタウンの現状の把握
- (4) バイオマスタウンの将来の効果の予測

3 応募団体の要件

本事業に応募できる者は、次の(1)及び(2)の双方に適合する者とする。

(1) 対象者

民間団体（民間企業、公益法人、協同組合、企業組合、特定非営利活動法人、学校法人、特殊法人、認可法人、独立行政法人）のいずれかに該当する者。

(2) 参加資格

予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。

平成19・20・21年度農林水産省競争参加資格（全省庁統一資格）の「役務の提供等」で、「A」、「B」または「C」の等級に格付けされた者。なお、競争参加資格のない者は、応募締切日までに競争参加資格を登録することとする。

（ 競争参加資格登録についての問い合わせ先
農林水産省大臣官房経理課調達班
電話：03-3591-6753（直通） ）

バイオマス並びに環境関連分野、農林水産分野における学術的・先進的な調査研究を行うために必要な能力及び組織体制を有し、かつ本事業に係る経理及びその他の事務について適切な管理体制及び処理能力を有すること。

4 応募期間

平成20年8月29日(金)～9月24日(水)12:00までの27日間とする。

5 事業説明会の開催

(1) 本事業に関する説明会を以下の日程で開催する。

日時：平成20年9月10日(水)11:00～12:00

場所：農林水産省仮設庁舎会議室(仮設庁舎(本館南側)2階)

出席を希望する者は、「事業説明会出席届」(別紙様式第1号)を、事業説明会当日9:30までに20の「応募・照会窓口」へ提出すること(FAX可)。

(2) 説明会への出席の有無は、3の応募資格とはしない。

6 応募可能単位

本事業への応募は、別表1に示す1つの区分につき1者あたり1応募に限ることとする。なお、1者が複数の区分に対して応募することは妨げない。

7 企画提案書の作成について

別紙様式第3号に基づき企画提案書を作成することとする。

8 事業費積算表(別紙様式第4号)の作成について

別紙様式第4号に基づき、企画提案内容に要する事業費を記載することとする。

9 企画提案書等の提出期限等

企画競争への参加希望者は、以下の書類を持参又は郵送により提出することとする。なお、郵送の場合にも下記提出期限必着とする。

(1) 提出書類と提出部数

企画競争に関する応募表明並びに企画提案書の提出について(別紙様式第2号) (正1部)

企画提案書(別紙様式第3号) (正1部、副5部)

事業費積算表(別紙様式第4号) (正1部、副5部)

過去に実施した類似事業のリスト(様式任意) (正1部、副5部)

(2) 提出期限

平成20年9月24日(水)12:00必着

(3) 受付時間等

受付曜日・時間：月曜日～金曜日(祝祭日除く)10:00～12:00及び13:00～17:00

受付場所：20の「応募・照会窓口」

10 企画提案会の開催

(1) 企画提案書の提出者は、農林水産本省庁舎内で開催する企画提案会において、企画提案書等の説明を行う。説明時間は1者当たりおおむね20分間(10分間の質疑応答を含む)とする。

(2) 企画提案会の日時等

開催日：平成20年9月29日(月)

場所：農林水産省共用第12会議室(本館7階 ドア番号：本735)

開催時間：別途連絡

11 委託契約予定者の選定について

- (1) 企画提案会での説明等を踏まえて、提出された企画提案書、事業費積算表、過去の実績等の審査・採点を行うため、外部有識者等による「企画提案書審査委員会」(以下「審査委員会」という。)を設置し、非公開で採点を行う。
- (2) 審査委員会は、別表1に示す区分(、 、)毎に得点の最上位者を委託契約予定者として選定することとする(同得点の者が複数ある場合は、その中から審査委員会が選定した者とする)。
ただし、委託契約予定者から事業企画採択辞退届(別紙様式第5号)の提出があった場合は、得点が次に高かった者を委託契約予定者として選定することとする。
- (3) 最上位の企画提案の得点が総合計得点の7割に満たない場合には、採択を見送ることとし、再度公募による企画競争を実施することとする。
- (4) 審査の内容については、非公開とする。

12 審査基準

企画提案書の採点に当たっては、本委託事業の目的に即しているか、十分に審査した上で次の項目について採点を行う。

- (1) 企画提案内容
 - 企画提案された調査分析方法、内容が優れていること
 - 企画提案された調査実施に対する体制が整備されていること
 - 企画提案された調査事業全体が着実に実施される可能性が高いこと
 - 企画提案された調査の経済性が優れていること
- (2) 企画提案主体の実績
- (3) 本委託事業に関する理解度が高く事業実施の意図と合致していること

13 審査結果の通知

審査の結果は、審査委員会開催後、概ね2週間以内に提案者に対し文書により通知する。

14 企画提案書等の取扱い

提出された企画提案書等の取扱いは、以下のとおりとする。

- (1) 提出した企画提案書等は変更又は取り消しができない。
- (2) 提出された企画提案書等は返却しない。
- (3) 企画提案書は、本事業の採点及び審査以外には無断で使用しない。
- (4) 企画提案書等に虚偽の記載をした場合は、無効とする。
- (5) 要件を有しない者が提出した企画提案書等は、無効とする。
- (6) 企画提案書等の作成等に要する費用は、選定の成否を問わず応募者が負担するものとする。

15 契約

- (1) 本事業の契約単位は、別表1に示す区分(、 、)毎に1件とする。
- (2) 本事業に係る契約限度額は、別表1に示す区分(、 、)毎に、それぞれ10,000,000円、10,000,000円、10,000,000円、14,000,000円(消費税及び地方消費税を含む。)とする。
- (3) 本事業に係る契約は、委託契約予定者と委託契約の協議が整い次第締結する。ただし、契約

条件が合致しない場合には、委託契約の締結が出来ないこともある。

(4) 契約の期間

委託契約締結の日から平成21年3月13日までとする。

(5) 実績報告

本委託事業における受託者は、当該年度の受託に係る事業が終了したときは、実績報告書(契約締結時に別途指示する様式による。)並びに委託事業の成果として電磁的記録媒体資料1部を支出負担行為担当官に提出することとする。

16 契約保証金

会計法(昭和22年法律第35号)第29条の9第1項に規定する契約保証金の納付は、予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第100条の3第3号の規定により免除する。

17 委託費の支払

(1) 当該事業が終了して、別途任命される検査員の検査の結果、契約の内容に適合すると認められたときは、委託費の額を確定し、契約者から適法な請求書を受領した日から30日以内にその支払いを行うものとする。

委託費の確定額は、委託事業に要した経費の実支出額と契約額のいずれか低い額とする。

(2) 必要があると認められる金額については、前項の規定にかかわらず、概算払いをすることができるものとする。

18 重複申請等の制限

提出された企画提案が、同一の内容で、既に農林水産省又は他省庁等の委託費や補助金等を受けている場合は、審査の対象から除外され、又は採択の決定を取り消すこととする。

なお、他の事業への申請段階(採択が決定していない段階)で、本事業に応募することは差し支えないが、他の事業の採択結果やその内容によって、本事業の審査対象から除外され、採択の決定が取り消される場合がある。

19 著作権等の帰属

本委託事業の実施によって取得した報告書等の著作権(著作権法第27条及び第28条の権利を含む)、特許権、特許登録を受ける権利、実用新案権、実用新案登録を受ける権利、意匠権、意匠登録を受ける権利等については、支出負担行為担当官が継承するものとする。

20 応募・照会窓口

本事業に関する書類の提出並びに問い合わせ等は、次のとおりとする。

〒100-8950

東京都千代田区霞が関1-2-1

農林水産省 大臣官房 環境バイオマス政策課 バイオマス推進室

(南別館2階、ドア番号:別211)

電話:03-3502-8111(内線3293) FAX:03-3502-8274

担当者:田島、尾室

別表1 平成20年度 バイオマス利活用加速化事業 事業課題

区分	事業課題	事業目的	事業内容 以下の内容を一体的に実施			
	バイオマスタウンのさらなる発展モデルの構築（バイオマスタウンの広域化）	対象地域の広域化によりバイオマス利活用の効率・可能性を高め、さらにバイオマスタウンを発展させるモデルプランを作成する。	1. 利用可能性調査 対象地域におけるバイオマスの賦存量、収集・運搬・変換の方法、利用方法、変換後の残さの処理方法の実態や、研究開発動向等を調査する。	2. 利用実態、利用技術及び先進事例調査 バイオマス利活用に関わる取組、課題等の実態、先進技術の開発等について、国内外の先進事例を調査し、作成するモデルプランとの比較検討を行う。	3. モデルプラン完成 別表2に示す項目を全て踏まえたモデルプランを完成させる。 特に、現状との比較におけるメリット・デメリットを明らかにする。	
【事業全体にわたる留意事項】 ・具体的な調査対象地域をその選定理由を付して提案すること。 ・具体的な調査対象地域は、バイオマスタウン構想未策定市町村を含む3地域以上とすること。 ・今回提案しようとするモデルプランの骨子を図を用いて簡潔に説明すること。 ・モデルプランは、川上から川下まで一貫したコスト削減等、現状の課題を認識した上で作成し、地域の全体のシステムの中での位置づけ、考え方を明確にすること。 ・実地での作業実験等によって定量的データ把握を行うこと。 ・調査分析方法の検討や結果の検証を行う有識者による検討委員会を設置すること。 ・事業成果については、成果報告書を作成するほか、成果全体を俯瞰できる概要編を作成すること。						
	バイオマスタウンのさらなる発展モデルの構築（新たな取組）	これまでにない取組や連携などにより、さらにバイオマスタウンを発展させる方策を示し、あわせてそのモデルプランを作成する。	1. 新たな発展方策の提示 これまでにない新たな取組や連携などにより、さらにバイオマスタウンを発展させる新たな方策の概要を提示す。	2. 利用可能性調査 対象地域におけるバイオマスの賦存量、収集・運搬・変換の方法、利用方法、変換後の残さの処理方法の実態や、研究開発動向等を調査する。	3. 利用実態、利用技術及び先進事例調査 バイオマス利活用に関わる取組、課題等の実態、先進技術の開発等について、国内外の先進事例を調査し、作成するモデルプランとの比較検討を行う。	4. モデルプラン完成 別表2に示す項目を全て踏まえたモデルプランを完成させる。 特に、現状との比較におけるメリット・デメリットを明らかにする。
【事業全体にわたる留意事項】 （区分 における留意事項の他、以下を留意事項とする。） ・提案する新たな方策は、「バイオマス・ニッポン総合戦略（平成18年3月閣議決定）」に基づき政府が推進しているバイオマス利活用の方針に反しないものとし、また区分 における課題と重複しないものとする。						

区分	事業課題	事業目的	事業内容 以下の内容を一体的に実施	
	バイオマスタウンの現状の把握	<p>バイオマス利活用をさらに推進するため、以下を実施し、その推進方策の検討のための材料を提供する。</p> <p>1. バイオマスタウンアンケートの実施 2. バイオマスタウン構想策定市町村の現状調査、成功・失敗要因の分析</p>	<p>1. バイオマスタウンアンケートの実施</p> <p>バイオマスタウン構想を策定した全市町村（調査実施時点までにさらに公表された市町村を含む）及び今後策定の意向を持つ市町村に対し、次に掲げる内容について文書によるアンケート調査を実施する。</p> <p>バイオマスタウン構想の進捗状況 バイオマスタウン構想推進の今後のスケジュール バイオマスタウン構想の推進体制 バイオマスタウン構想の実現にあたっての問題点 その他バイオマスタウン構想に係る必要な事項</p>	<p>2. バイオマスタウンの現状調査、成功事例の要因等の分析</p> <p>1. の調査結果を踏まえ、必要に応じ現地調査を実施し、次に掲げる内容について調査・分析を行う。</p> <p>バイオマスタウン構想推進の成功事例およびその成功要因 バイオマスタウン構想の実現にあたっての課題 その他バイオマスタウン構想に係る必要な事項 バイオマスタウン構想策定の意向を持つ市町村におけるバイオマスタウン構想策定の方向性</p>
<p>【事業全体にわたる留意事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業成果については、成果報告書を作成するほか、成果全体を俯瞰できる概要編を作成すること。 ・調査対象のうち、今後策定の意向を持つ市町村については、農林水産省で調査対象を指示する。 ・1. の調査内容については、農林水産省で平成20年6月に実施したアンケート調査（別表3）を踏まえ、さらに詳細な調査を実施するものとする。 				
	バイオマスタウンの将来の効果の予測	<p>バイオマス利活用をさらに推進するため、以下を実施し、その推進方策の検討のための材料を提供する。</p> <p>1. 個別のバイオマス利活用技術の経済的効果予測、環境負荷低減効果予測 2. バイオマスタウン構築の経済的効果予測、環境負荷低減効果予測</p>	<p>1. 個別のバイオマス利活用技術の予測される将来の経済的効果、環境負荷低減効果</p> <p>以下の調査・分析・評価を実施し、個別のバイオマス利活用技術をバイオマスタウン構築の中で実現した場合に予測される将来のメリットを提示する。</p> <p>堆肥化やメタン発酵、バイオ燃料製造など、個別のバイオマス利活用の取り組みを実施した場合に予測される将来の経済的効果 同じく個別のバイオマス利活用の取り組みを実施した場合に予測される将来の環境負荷低減効果 その他必要な事項</p>	<p>2. バイオマスタウン構築により予測される将来の経済的効果、環境負荷低減効果</p> <p>1. の調査結果を踏まえ、以下の調査・分析・評価を実施し、バイオマスタウン構築により予測される将来の総合的なメリットを提示する。</p> <p>バイオマスタウンを構築することにより予測される将来の総合的な経済的効果 バイオマスタウンを構築することにより予測される将来の総合的な環境負荷低減効果 その他必要な事項</p>
<p>【事業全体にわたる留意事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業成果については、成果報告書を作成するほか、成果全体を俯瞰できる概要編を作成すること。 ・調査方針の検討や結果の検証などを行う、有識者による検討委員会を設置すること。 ・成果を広く国民に周知する方法について具体的に提案すること。 				

別表2 バイオスタウンモデルプラン作成にあたっての必須項目

収集・運搬・変換・利用の各段階の取組内容・方法や導入技術
定量的な物質フロー、エネルギー収支、温室効果ガス排出削減効果
経済性分析（生産・収集、プラントを設置する場合等のコスト評価）
発生する残さ等の処理方法
社会的効果、他地域への波及効果等
完成したモデルプランの展開方法（推進体制等）
関係者間の役割分担（コストや役務の負担、施設運営主体等）

別表3 農林水産省で平成20年6月に実施したアンケート調査

アンケート回答用紙

_____は多肢選択（一部自由記述） _____は自由記述

都道府県	都道府県コード
市区町村名	市区町村コード(3桁)
回答部局	
回答者	

市区町村コードは、右のページ(市区町村名・コード欄)から検索してください。http://www.e-stat.go.jp/

貴市区町村にバイオマス担当部局がありますか。
 (担当部局がある場合)担当部局名、連絡先をご記入下さい。

担当部局の有無	_____
担当部局名	_____
連絡先(TEL)	_____

貴市区町村ではバイオマス関係の計画や指針等を作成していますか。
 (作成している場合)計画や指針の名称をご記入下さい。

計画の有無	_____
名称	_____

(上記で「バイオマスタウン構想」を作成していない市区町村の方について)
 貴市区町村ではバイオマスタウン構想の策定を検討していますか。 _____
 (検討している場合)いつごろ策定する予定ですか。 _____

貴市区町村はこれまでにバイオマスの利活用について何か具体的な取組を行っていますか。

取組の有無	_____
(取組を行っている場合)国の助成事業を利用しましたか。 _____ (国の助成事業を利用した場合)どの省の事業を利用しましたか。 _____	
(国の助成事業を利用しなかった場合)利用しなかった理由は何ですか。 _____	
(取組を行っていない場合)まだ取組を行っていない理由を聞かせて下さい。 _____	

助成事業とは、国庫補助事業、交付金事業、NEDO委託事業等を指します。

バイオマスは再生可能な生物由来の有機性資源であり、家畜排せつ物、集排汚泥、間伐材・林地残材、ナタネ、稲わら、食品廃棄物等幅広く存在しています。これらのバイオマスのうち貴市区町村に豊富に存在するものは何ですか。

のバイオマスの中で処理に困っているものはありますか。

_____	あり/なし
該当物	_____
該当物	_____

のバイオマスの中で利活用を積極的に検討したいと考えているものはありますか。

_____	あり/なし
該当物	_____
該当物	_____

今後、バイオマスの利活用事業に取り組む予定はありますか。 _____
 (取り組む予定がある場合)いつどのようなことに取り組む予定ですか。

予定時期	_____
取組内容	_____

(取り組む予定がない場合)取り組む予定がない理由は何ですか。

ない理由	_____
------	-------

貴市区町村内において、地域住民やNPO、民間事業者等が独自でバイオマスの利活用の取組を行っていますか。

取組の有無	_____
-------	-------

どのような取組が行われていますか(廃食用油のリサイクル、堆肥化等)。

取組内容	_____
------	-------

の付いた利用法を選択した場合は、別添3の調査票への記入も忘れずに願います。

貴市区町村議会が地域のバイオマスについての質問等が出たことがありますか。 _____
 (ある場合)どのような内容でしたか(自由記述)。

(この3年以内で)新聞等で地域のバイオマスが記事になったことがありますか。 _____
 (ある場合)記事内容の概要、掲載紙名、日付(できれば掲載面も)を記載いただくようお願いいたします。

バイオマスの利活用を推進する上で、課題となるものはありますか。

(ある場合)課題となるのはどのようなことですか。

(ある場合)課題をクリアする上で、どのような支援が有効ですか。

バイオマスの利活用の他、太陽光、小水力、風力発電等、地域特有の自然エネルギーの利活用に関心がありますか。

(関心があると答えた市区町村の方について)
 こうした自然エネルギーの利活用について、どのような具体的取組を行っていますか。

バイオマスの利活用に関して、ご質問や、ご意見、ご要望等があれば自由にご記入下さい(自由記述)。

注)回答が「その他(自由記述)」に該当する場合は、選択肢から選ぶのではなく、セルに直接、具体的な回答内容を記入して下さい。

(別紙様式第1号)

平成 年 月 日

農林水産省大臣官房環境バイオマス政策課長 殿

住 所
商号又は名称
代表者 氏 名

印

応募に係る事業説明会出席届

平成20年度バイオマス利活用加速化事業の応募に係る説明会へ参加します。

記

日時：平成20年9月10日(水) 11:00～12:00

場所：農林水産省仮設庁舎会議室

(仮設庁舎(本館南側)2階)

(担当者)

所属・役職

担当者氏名

電話番号

FAX番号

(別紙様式第2号)

平成 年 月 日

農林水産省大臣官房環境バイオマス政策課長 殿

住 所
商号又は名称
代表者 氏 名

印

企画競争に関する応募表明並びに企画提案書の提出について

平成20年度バイオマス利活用加速化事業を受注したいので、別添のとおり企画提案書並びに事業費積算表を提出します。

記

(担当者)
所属・役職
担当者氏名
電話番号
FAX番号

(注) 表明にあたっては、業務内容を示したパンフレット(又はリーフレット)並びに民間企業にあっては、営業経歴書および最新の決算(営業)報告書1年分(又はそれに準ずるもの)を、民間企業以外の者にあっては、定款又は寄付行為及び最新の決算(営業)報告書1年分(又はそれに準ずるもの)を添付すること。

(別紙様式第3号)

企画提案書の様式

《注意事項》

1. 企画提案書は次頁以降の〔記載例〕に従って記述下さい。
2. 用紙はA4版のみとして下さい。
3. 本文の下中央にページを入れて下さい。
4. 提出書類の構成は以下のとおりとし、(別紙様式第3号)(別紙様式第4号)をまとめて左肩とじて下さい。
(別紙様式第3号)
 - ・表紙(裏面に目次をつける) 1枚
 - ・企画提案書:本文(図表等含む)合計15ページ以内
(別紙様式第4号)
 - ・事業費積算表 1枚
5. 資源節約のため、「両面印刷」「再生紙の利用」を推奨します。

〔 記 載 例 〕

[表紙]

区 分： . . .
(該当記号に)

提案者名：

平成 2 0 年度
バイオマス利活用加速化事業

企画提案書

平成 2 0 年 月 日

提案者名（法人もしくは団体の正式名称）

代表者名

所在地 県

企画提案書の記載内容に関する連絡先

所 属

役職名

氏 名

T E L - -

F A X - -

E-mail @

〔 記 載 例 〕

【 本様式に基づき、以下の項目について具体的に記述してください。 】

【区分 ・ 】

1．提案するモデルプランの概要

【内容・ページ数】

- ・提案するモデルプランの構成の概要、おおよそのページ数・・・・・・・・・・1ページ程度
- ・提案するモデルプランの特色、優れた点の概要・・・・・・・・・・1ページ程度
- ・その他具体的な企画提案内容・・・・・・・・・・任意（必要に応じ）

2．企画提案内容

【内容・ページ数】

- ・企画提案する調査事業の全体構成図とその説明・・・・・・・・・・1ページ程度
- ・その他具体的な企画提案内容・・・・・・・・・・任意（必要に応じ）

3．調査スケジュール

【内容・ページ数】

- ・提案する企画内容に対応した具体的なスケジュール・・・・・・・・・・1ページ程度

4．事業の実施体制

【内容・ページ数】

- ・調査を担当する者の「氏名」「資格」「類似調査の実績」「役割分担」、並びに「経理処理等に関する実施体制」・・・・・・・・・・任意
- ・（再委託が必要である場合）再委託が必要な理由及びその内容、想定する再委託先・任意

【区分 ・ 】

1．提案する調査等の概要

【内容・ページ数】

- ・提案する調査等の構成の概要、おおよそのページ数・・・・・・・・・・1ページ程度
- ・提案する調査等の特色、優れた点の概要・・・・・・・・・・1ページ程度
- ・その他具体的な企画提案内容・・・・・・・・・・任意（必要に応じ）

2．具体的な調査等の方法

【内容・ページ数】

- ・提案する調査等の概要・・・・・・・・・・1ページ程度
- ・その他具体的な企画提案内容・・・・・・・・・・任意（必要に応じ）

3．作業スケジュール

【内容・ページ数】

- ・提案する企画内容に対応した具体的なスケジュール・・・・・・・・・・1ページ程度

4．事業の実施体制

- ・調査を担当する者の「氏名」「資格」「類似調査の実績」「役割分担」、並びに「経理処理等に関する実施体制」・・・・・・・・・・任意
- ・（再委託が必要である場合）再委託が必要な理由及びその内容、想定する再委託先・任意

(別紙様式第4号)

平成20年度バイオマス利活用加速化事業
事業費積算表

区 分	細 区 分	積 算	備 考
1. 調査研究費		円	調査を実施するための調査員手当等
2. 事業費		円	調査を実施するための実費等
3. 一般管理費		円	応募団体の直近の財務諸表に記載の一般管理費比率を参考に算出。
4. 消費税		円	
合 計		円	

(注) 受託単価規定等、積算根拠となる資料を添付すること。

(別紙様式第5号)

平成 年 月 日

農林水産省大臣官房環境バイオマス政策課長 殿

住 所
商号又は名称
代表者 氏 名

印

事業企画採択辞退届

平成20年度バイオマス利活用加速化事業について、
辞退いたします。

の理由により採択を

記

(担当者)
所属・役職
担当者氏名
電話番号
FAX番号

(参考)

予算決算及び会計令(抜粋)

(一般競争に参加させることができない者)

第70条 契約担当官等は、売買、貸借、請負その他の契約につき会計法第29条の3第1項の競争(以下「一般競争」という。)に付するときは、特別の理由がある場合を除くほか、当該契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者を参加させることができない。

(一般競争に参加させないことができる者)

第71条 契約担当官等は、次の各号の1に該当すると認められる者を、その事実があった後2年間一般競争に参加させないことができる。これを代理人、支配人その他の使用人として使用する者についても、また同様とする。

契約の履行に当たり故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者

公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合した者

落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者

監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者

正当な理由がなくて契約を履行しなかった者

前各号の1に該当する事実があった後2年を経過しない者を、契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用した者

2 契約担当官等は、前項の規定に該当する者を入札代理人として使用する者を一般競争に参加させないことができる。